

刑訴法  
(捜手)  
17

次は、弁解録取書作成上の問題点についての記述であるが、正しいのはどれか。

- (1) 弁解の機会に被疑者が犯罪事実の核心に触れる供述をした場合、直ちに取調べの手続に移り、取調べ終了後に弁解録取書を作成する。
- (2) 自首してきた犯人を逮捕した場合には、弁解録取書の作成は必要ない。
- (3) 逮捕した被疑者の負傷等により、引致前に釈放するような場合、弁解録取書を作成しないで釈放したとしても違法ではない。
- (4) 被疑者が日本語を解しない外国人であって、通訳人が早急に確保できないような場合は、通訳人が確保できた時点で弁解録取書を作成する。
- (5) 被疑者が泥酔のため、弁解の録取が困難な場合、酔いがさめるのを待って弁解の機会を与え、その結果を録取する。

刑訴法  
(捜手)  
18

次は、捜索・差押えを実施する場合における立会いについての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 会社事務所に対して、令状による捜索・差押えを実施するに際し、事務員は所在するものの責任者がいない場合、この事務員を「看守者に代わるべき者」として立会人とすることができます。
- (2) 現行犯人を逮捕するために追跡中の警察官は、被疑者が公務所内に逃げ込んだ場合、当該公務所の長等の立会いなしに、被疑者の後に続いて公務所内に立ち入ることができる。
- (3) 窃盗事件の被害品の捜索をするに際し、被疑者甲の自宅を令状により捜索中、立会人である甲の妻が覚醒剤を所持していたことから現行犯逮捕したが、窃盗事件の被害品が未発見であったことから被逮捕者を立会人としたまま捜索を続けた。
- (4) 覚醒剤所持に係る女性被疑者の身体を、成年の女性警察官が令状により捜索する場合、他の成年の女子を立ち会わせる必要はない。
- (5) 逮捕留置中の被疑者の自宅において、令状による捜索・差押えを行う際、必要が認められれば、当該被疑者を本人の意思にかかわらず、これに立ち会わせることができる。

刑訴法  
(捜手)  
19

次は、逮捕に伴う捜索・差押えについての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 令状によらない捜索・差押えは、憲法35条による令状主義の例外として、逮捕する場合に行うことのできる捜査手続である。
- (2) 令状なしに捜索・差押えをすることができる「逮捕する場合」には、逮捕に着手する前の接着した時点も含まれる場合がある。
- (3) 逮捕した被疑者が、逃走途中に第三者宅の生垣に囲まれた庭先に盗品を投げ込んだ場合は、その庭先について令状なしに捜索・差押えを行うことができる。
- (4) 被疑者が第三者の住居内にいるところを逮捕した場合において、令状なしに捜索・差押えを行うことのできる場所は、原則として逮捕行為をした室内に限られる。
- (5) 逮捕する場合における捜索・差押えの目的物は、当該被疑者の逮捕の理由となっている被疑事実に関する物件に限られない。

刑訴法  
(捜手)  
20

次は、自白の補強法則についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 任意性のある自白であっても、必ずしも真実を述べているとは限らないことから、自白のほかに補強証拠がなければ有罪とすることはできない。
- (2) 補強が必要とされる範囲は、犯罪行為や結果のような客観的な側面についてであるが、犯罪事実の全部にわたる必要はない。
- (3) 裁判官の面前で行われた自白を補強する証拠として、捜査官の面前で行われた被疑者の自白を使用することはできない。
- (4) 被害届の内容が、自白の内容と必ずしも一致していないなくても、当該被害届をもつて補強証拠とすることができます。
- (5) 共犯者の自白は、被告人の自白の補強証拠とすることはできない。

刑訴法  
(捜手)  
16

## 逮捕状の緊急執行

- (1) 正しい。 刑訴法201条2項は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前2項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が發せられている旨を告げて、その執行をすることができる」と規定された刑訴法73条3項本文を準用している。これを、逮捕状の緊急執行という。
- (2) 正しい。 刑訴法201条2項が準用している刑訴法73条3項但書には、「令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない」と規定されている。
- (3) 正しい。「急速を要するとき」とは、逮捕状を持っている者を呼び寄せていたのでは、被疑者の逃亡を許し、逮捕ができなくなるような場合をいう。
- (4) 誤り。 逮捕状を現在請求中である場合や、逮捕状を紛失した場合等においては、逮捕状の緊急執行を行うことはできない。
- (5) 正しい。 被疑事実の要旨を告知するには、被疑者に理由なく逮捕するものではないことを一応理解させる程度に逮捕状記載の被疑事実の要旨を告げれば足り、必ずしも要旨一切を逐一告知する必要はない(東京高判昭28.12.14)。

刑訴法  
(捜手)  
17

## 弁解録取書作成上の問題点

- (1) 誤り。 弁解の機会に被疑者が犯罪事実の核心に触れる事項の供述をし、あるいは、進んで自白を始めた場合は、弁解録取書を完成させた後、引き続き取調べの手続に移るべきである。弁解の機会の付与は「直ちに」行う手続である。
- (2) 誤り。 被疑者に弁解をさせるのは、専ら被疑者を留置する必要があるか否かを判断するためである。「弁解」には、被疑事実についての弁解のほか、逮捕についての弁解も含まれている。したがって、自首してきた犯人を逮捕したような場合であっても、弁解録取書は作成しなければならない。
- (3) 正しい。 刑訴法202条及び203条は、被疑者的人権を尊重するための規定である。逮捕に際して被疑者が負傷したため「直ちに」引致することなく病院に収容したとしても、刑訴法202条の精神に反するものでもなく、また、引き続き入院させる必要があるため弁解の機会を与えなかったとしても、刑訴法203条に違反した違法な手続とはならない。したがって、枝文のように特別な状況の場合においては、弁解

P14

録取書を作成しないで釈放したとしても違法ではない。

- (4) 誤り。 通訳人が早急に確保できないような場合は、やむを得ない措置として英語等で刑訴法203条の手続を履行し、弁解録取書を作成し、法定手続を履践した事實を担保しておく。
- (5) 誤り。 被疑者が泥酔している場合には、引致後直ちに弁解録取書を作成し、さらに、酔いがさめるのを待って新たに弁解の機会を与え、その結果を録取する。二通の弁解録取書を作成して、法定手続を履践した事實を担保しておく。

重要

刑訴法  
(捜手)  
18

## 捜索・差押えの立会い

S·A  
解説16  
17  
18

- (1) 妥当。 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物等に対する捜索・差押えを行うに当たっては、原則として、住居住若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の立会いが必要である(刑訴法222条1項・114条2項)。枝文の場合、事務員を「看守者に代わるべき者」として、捜索差押許可状を提示して捜索・差押えに着手できる。
- (2) 妥当。 被疑者を逮捕すべく追跡を続け、その姿を見失うことなく公務所の構内等に逃げ込んだ被疑者に続いて同所に入る行為は、被疑者を逮捕するための立入りであって、被疑者の捜索には当たらない。侵入・捜索に関する令状主義を規定した憲法35条も、現行犯人を逮捕する場合を例外としている。したがって、当該公務所の長等の立会いは必要ない。
- (3) 妥当でない。 被疑者を現行犯逮捕したときは、直ちに司法警察員に引致しなければならない(刑訴法216条・202条)。この場合、立会人を覚醒剤所持事件で現行犯逮捕した時点で捜索・差押えを中断し(刑訴法222条1項・118条)、他の立会人を立てるなど、別に立会人を設定して再開すべきである。
- (4) 妥当。 女性警察官だけで女性の身体捜索を実施する場合には、刑訴法115条に基づく成年女子の立会いは必要とされず、成年女子の立会いなしであっても違法ではないと解するのが相当である(東京地決平2.4.10)。なお、手続の公正さを担保するためには、成年女子の立会いを得るのが望ましい。
- (5) 妥当。 刑訴法222条6項には、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第218条の規定により差押、捜索又は検証をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができる」と規定されている。

# 行政法



2 A巡査部長は、無灯火で走行する自転車を発見したため、停止を求めて職務質問を実施した。自転車の盗品照会をしたところ、当該自転車は盜難自転車であることが判明した。当該自転車を運転していた甲に対し職務質問を継続しようとすると、甲は、やにわに逃走した。A巡査部長は停止を求めたが、甲はこれに従わず逃走を続けたので「止まれ」と警告した。しかし、これにも従わなかったので、A巡査部長は、自転車に向け拳銃を1発発射した。

この場合におけるA巡査部長による発射行為の適法性と妥当性について述べなさい。

**POINT** 拳銃使用の要件を記述した後に、事案を要件に当てはめて拳銃使用の適法性と妥当性を判断する。

## 逃走する挙動不審者に対する拳銃使用の適否

- 答案構成▶ 1 結論  
2 拳銃使用  
3 警職法7条に基づく拳銃使用の要件  
4 拳銃規範の要件  
5 設問に対する検討

## 答案例

### 1 結論

A巡査部長による拳銃の発射行為は、適法性・妥当性を欠く違法かつ不適当な発砲である。

### 2 拳銃使用

拳銃使用とは、殺傷能力のある拳銃を、本来の用法に従つて用いることをいい、以下の態様が拳銃使用に該当する。

- (1) 拳銃を構えること
- (2) 威嚇射撃等をすること
- (3) 相手に向けて拳銃を撃つこと

### 3 警職法7条に基づく拳銃使用の要件

- (1) 人に危害を与えない態様で使用する場合

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のた

## note

▶1 拳銃規範5条  
警察官は、法第7条本文に規定する場合においては、相手に向けて拳銃を構えることができる(1項)。

▶2 拳銃規範7条  
警察官は、法第7条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる(1項)。

▶3 拳銃規範8条  
拳銃を構えても相手が行為を中止しない場合等である

め必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。この場合、「拳銃を構えること」及び「威嚇射撃等」が可能となる。

### (2) 人に危害を与える態様で使用する場合

次の場合、「相手に向かって拳銃を撃つこと」が可能となる。

ア 正当防衛に該当する場合

イ 緊急避難に該当する場合

ウ 「兇悪な罪」の現行犯人等を逮捕する場合等で、他に手段がないと警察官において信じるに足りる相当な理由のある場合

エ 通常逮捕する場合等で、他に手段がないと警察官において信じるに足りる相当な理由のある場合

### (3) 児童の現行犯人等

「兇悪な罪」については、拳銃規範2条2項において、次の罪が例示されている。

ア 「内乱」等、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪

イ 「殺人」等、人の生命又は身体に危害を与える罪

ウ ア及びイの罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によって行われる罪

### 4 拳銃規範の要件

#### (1) 拳銃を構える場合

警職法7条本文に規定されている場合に、相手に向けて拳銃を構えることができる。

#### (2) 相手に向けて拳銃を撃つ場合

警職法7条但書に規定されている場合に、次の段階を経て、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

ア 予告

ただし、事態が急迫で予告するいとまのないときを除く。

イ 威嚇射撃等

拳銃を構えても相手が行為を中止しない場合等である

▶4 警職法7条  
警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる(本文)。

▶5 警職法7条  
但し、刑法(明治40年法律第45号)第36条(正当防衛)若しくは同法第37条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固にあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合(1号)。

逮捕状により逮捕する際又は勾留状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合(2号)。

▶6 拳銃規範5条